\mathcal{O} 岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個 部を改正する条例に 0 1 7 人番号の 利 用等に関する条例

例を次のように定めるものとする。 岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個 人番号の利用等に関する条例 \mathcal{O} 部を改正する条

令和六年六月十八日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個 人番号 \mathcal{O} 利用等に関する条例

(岐阜県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

 \mathcal{O}

一部を改正する条例

第一条 正する。 岐阜県住民基本台帳法施行条例 (平成十四年岐阜県条例第七号) の一部を次のように改

第五条及び第六条中 別表第一第十八号中 「第三十条の四十四の十二」を 「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」 「第三十条の四十四の十三」 に改める。 に改める。

(岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部改正)

第二条 次のように改正する。 岐阜県個人番号の利用等に関する条例 (平成二十七年岐阜県条例第四十五号) \mathcal{O} 部を

給付金」 別表第一一の項第十号及び別表第二一 に改める。 の項第一号中 「進学準備給付金」 「進学・ 就職準備

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案説明

生活保護法の 部改正に伴い、 所要の規定の整理を行うため、 この条例を定めようとする。